

健康・福祉増進貸付の概要

(制度の創設及び目的)

- ・平成13年度創設
- ・生活衛生関係営業者や生活衛生同業組合等が、店舗のバリアフリー化など、高齢者や障害者、乳幼児を抱える女性等※が利用しやすい店舗作りのために必要な資金貸付として、一般貸付・振興事業貸付の貸付限度額に上乗せできる特例貸付。

※ おおむね65歳以上の者(単身世帯、高齢者のみの世帯及び老衰や疾病等の理由により生活衛生関係営業のサービスを利用することが容易でないものを含む。)のほか、心身に障害を有する者及び乳幼児を抱える女性等自ら生活衛生関係営業のサービスを利用することが容易でない者。

(貸付の概要)

- ① 貸付対象者：生活衛生関係営業者であって、福祉増進関連事業を実施するもの
- ② 資金使途：設備資金
- ③ 貸付限度額：一般貸付又は振興事業貸付の貸付限度額に上乗せ3,000万円以内
- ④ 貸付利率：基準利率－0.65%。ただし、振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員は基準利率－0.90%。
※担保等で変動あり。(令和2年10月1日現在、基準利率は1.86%)
- ⑤ 貸付期間：設備資金20年以内
- ⑥ 据置期間：2年以内

(参考)資金使途の具体例

1. 高齢者や障害者等の利用の円滑化を図るために必要となる施設又は設備
(例) 手すり、バリアフリー化、リフト付車両、子育て支援対応施設の設置等
2. 高齢者や障害者等に対し、訪問サービスを提供するために必要となる施設又は設備
(例) 移動用営業設備、訪問サービスを行うための店舗内設備の設置